

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の養成課程及び研修課程の教育体系を見直すことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 大学校の課程のうち、研究課程及び専門技術課程を廃止する。
- (2) 養成課程の学科を「農業経営学科」とし、次のコースを設ける。
  - ア 果樹コース
  - イ 野菜コース
  - ウ 花きコース
  - エ 作物コース
  - オ 畜産コース
- (3) 研修課程の科を「短期研修科」とし、次のコースを設ける。
  - ア 3か月コース
  - イ 6か月コース
  - ウ 12か月コース
- (4) 聴講及び受講について、所要の規定を設ける。
- (5) 養成課程の授業科目及び授業時間数の基準を改める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とするイを除き、平成20年4月1日とする。
  - イ (4)に係る手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
  - ウ 所要の経過措置を講ずる。